

いじめ重大事態に関する調査報告書

令和7年3月28日
三郷市立X小学校
緊急いじめ防止対策委員会

1 重大事態調査の位置づけ

- (1) 重大事態の別 ・ 1号かつ2号
- (2) 重大事態の認定日 令和 6年 7月18日
- 三郷市長への報告日 令和 6年 9月11日

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

本調査は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、事実に向き合うことで、事案の全容解明と同種の事態の再発防止に役立てようとするものである。この調査は民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、Aがいじめとして訴えているB,C,Dの各行為とそれぞれの行為に対する学校等の対応についての調査結果を示し、いじめ防止対策推進法に定めるいじめと認められるか否か、また学校等の対応が適切であったかどうかについて、調査するものである。

(2) 調査期間

- ・ 調査組織の設置日 令和6年7月19日（いじめ防止対策推進委員会開催日）
- ・ 調査の開始日 令和6年7月23日（A保護者にいじめ重大事態について説明）

(3) 調査組織の構成

- ・ 三郷市立X小学校いじめ防止対策委員会

委員長	三郷市立X小学校	校長
委員	同上	教頭
委員	同上	教務主任
委員	同上	生徒指導主任・6年主任
委員	同上	6年■組担任
委員	同上	6年■組担任
委員	同上	5年■組担任
委員	同上	特別支援コーディネーター
委員	同上	養護教諭

- ・ 三郷市立X小学校緊急いじめ防止対策委員会

委員長	三郷市立X小学校	校長
委員	同上	教頭
委員	同上	教務主任
委員	同上	生徒指導主任・6年主任

委員	同上	6年 組担任
委員	同上	6年 組担任
委員	同上	5年 組担任
委員	同上	特別支援コーディネーター
委員	同上	養護教諭
委員		弁護士
委員	三郷市第1教育相談室	専任教育相談員

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

- ・学校名 三郷市立X小学校
- ・対象児童生徒

対象児童A	6年 組	欠席 47日（令和6年 転出）
関係児童B	6年 組	
関係児童C	6年 組	
関係児童D	6年 組	

(2) 当該事案の概要

ア) Aによるいじめの訴えと発覚の経緯

- ・令和6年 のクラブ活動において、グループ決めをめぐって、トラブルが起き、以降登校ができなくなった。担任との連絡で転校を考えていると母親から連絡が入る。
- ・令和6年4月25日 保護者、Aが来校し、教頭及び 組担任との面談を実施
訴えの概要
 - ①仲間外れにされてしんどい。
 - ②4年、5年で仲が良かった4人組だった。その友達から無視されたり、返事をしてくれなかったりされた。
 - ③Bに何で無視するのと聞いたら、何でもないと言っていやな雰囲気になった。
 - ④去年の10月の学校アンケートでBのことを書いて、担任が話を聞いてくれた。一時的に良くなったが改善はされなかった。
 - ⑤4月クラス替えをしても同じクラスのBと距離をおいて、図書館へ行くと、Bがついて来る。さらにBCDの3人が自分の見えるところでぼそぼそ言っている。
 - ⑥一番つらいのは、3人と距離を置いたのに突然話しかけてきたり、仲間外れにしたり、反応してくれなかったりする。
 - ⑦向こうから突然、遊ぼうと言って来るときもあるので、遊ばないと何か言われるから遊ぶ時もある。
 - ⑧学校で会いたくない。
 - ⑨環境を変えたい。誰もいないところでやりたい。
- ・ 校長、教頭が家庭訪問を行い、保護者とAと面談を行い、

- ・転校ではなく、オンライン学習や別室学習等の方法で、学校に残れないかと提案をする。保護者もできればX小学校に通わせたいという意向であった。また、調査はしてほしくないという意向もあった。翌日から、オンライン学習に参加するようになり、[]から別室登校ができるようになった。
- ・令和6年[] 教室で給食を食べる。教頭が教室へ迎えに行った。相談室で様子を聞いたところ、CとDが「なんで話しかけてこないの。」と自分に聞こえるようにわざと話していると訴える。
- ・令和6年[] 昨日のことで、父親とAが登校した。教頭との面談で父親は、「距離をおくことではなく、廊下での出来事について指導をしてほしい」との訴えがあった。これを受けて、学年主任から関係児童3人に聞き取りを行い、指導を行った。
- ・令和6年6月5日 母親とAが登校してきて、面談を行う。そこで、「3人一緒に廊下で、こそこそ聞こえる声で話して、Aの方を見ていたのは、いじめである。距離をおくということではなく、その3人でこそこそしていることを指導してほしい」との訴えがあった。また、「今日は、その3人と本人が先日のこと、今後のことを伝え合う機会を作って、関わらないように伝えたい。校長、教頭が見守る形で話し合わせてほしい」との訴えがある。
その日の昼休みに校長、教頭が見守る形で、対象児童と関係児童の4人で話し合いを行った。話し合いは、Aが自分の気持ちを伝えることはできたものの、他の児童の気持ちや意見をAに伝える場とすることはできなかった。
- ・令和6年6月6日 Aは両親と一緒に登校する。
- ・令和6年7月2日以降、オンライン学習への参加及び登校ができなくなる。

イ) 重大事態として対応を行った経緯

令和6年4月25日にA保護者より「Aが困っているので学校を変えてほしい。早めに学校を変えてほしい。短い期間でお願いしたい。」との訴えがあり、学校は、いじめ重大事態の疑いをもって、調査を開始した。

Aは令和6年7月2日以降欠席が増え、7月19日にはいじめの訴えがあった以降の欠席日数が30日となった。

学校は、いじめによりAが相当期間欠席を余儀なくされた疑いがある者として、いじめ防止対策推進法（以下法）第28条第1項に基づき、重大事態として調査を行った。

Aは[]月[]日、[]へ転出した。これにより、1号及び2号事案として調査を継続して行った。

4 調査の内容

(1) 調査方法

三郷市立X小学校いじめ防止対策委員会において、下記のとおり、法第28条に基づき調査を実施した。

(ア) 聞き取り

令和6年	4月25日（木）	A、Aの両親との面談
令和6年	4月25日（木）	生徒指導部会 (校長、教頭、教務、6年担任[]、5年学年主任、養護)
令和6年	5月1日（水）	Aの両親と面談、聞き取り（校長、教頭）

令和6年	6月	4日(火)	6年主任よりB～Dへの聴き取り
令和6年	6月	5日(水)	A～Dの話し合い
令和6年	6月	6日(木)	A、A両親との面談
令和6年	7月	23日(火)	A母との面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月	23日(金)	B母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月	26日(月)	D母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月	28日(水)	C母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	11月	20日(水)	Aに聞き取り調査
令和6年	12月	16日(月)	教育委員会よりB～D母にいじめ重大事態の説明
令和7年	1月	9日(木)	B～Dに聞き取り調査

イ) アンケート

令和5年4月～令和6年6月の期間

(2) 調査内容

- ・対象児童Aがいじめであると訴えた項目について、B、C、Dに1人ずつ聞き取り調査を行う。
 - ・対象児童より、12項目のいじめの訴えがあり、関係児童3名に聞き取り調査の実施を行った。
 - ・法の定める「いじめ」の定義からすると大きく分けて以下の4つの要件がある。
 - ①行為者と行為対象者が児童生徒であること
 - ②両者の間に一定の人的関係が存在すること
 - ③心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ④行為対象者が心身の苦痛を感じていること
- このことから、児童たちの過去の関係性を丁寧に聞くことで④について確認する必要があることから、過去の人間関係についても聞き取り調査を行った。

(3) 審議

三郷市立X小学校緊急いじめ対応委員会

- | | |
|-----|---|
| 第1回 | 令和6年4月24日(水) 実施 |
| | 校長、教頭、教務、6学年 [] |
| | ・今後の対応を協議 |
| 第2回 | 令和6年5月30日(木) 実施 |
| | 校長、教頭、教務、6学年 [] |
| | ・Aの支援体制について |
| 第3回 | 令和6年7月19日(金) |
| | 校長、教頭、教務、6学年 []、5年主任 |
| | 養護教諭、特別支援コーディネーター |
| | ・いじめ重大事態調査について これまでの調査で判明した事実をもとに、今後、緊急いじめ対応委員会で審議すること等について協議 |
| 第4回 | 令和6年8月29日(木) |
| | 校長、教頭、教務、6学年 []、5年主任 |
| | 養護教諭、特別支援コーディネーター |
| | ・いじめ重大事態調査について |
| 第5回 | 令和6年11月21日(木) 実施 |
| | 校長、教頭、教務、6学年 []、5年主任 |

- 養護教諭、特別支援コーディネーター
・調査の質問事項について協議
- 第6回 令和6年12月19日(木)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター [] 弁護士
・いじめ重大事態の調査と計画について
- 第7回 令和6年12月20日(金)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・関係児童聞き取りスケジュールについて
- 第8回 令和6年12月20日(金)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・関係児童聞き取り内容についての確認
- 第9回 令和7年1月9日(木)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター []
聞き取り調査及び調査結果のまとめ
- 第10回 令和7年1月23日(木)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・調査結果の分析
- 第11回 令和7年2月3日(月)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・当該事案への対処及び再発防止について
- 第12回 令和7年2月20日(木)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター [] 弁護士 []
- 第13回 令和7年3月3日(月)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・報告書の内容について
- 第14回 令和7年3月17日(月)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・報告書の内容について
- 第15回 令和7年3月28日(金)
校長、教頭、教務、6学年[]、5年主任
養護教諭、特別支援コーディネーター
・報告書の内容について

三郷市立X小学校いじめ防止対策委員会

第1回 令和6年 5月20日(月) 実施

第2回	令和6年	6月	3日	(月)	実施
第3回	令和6年	7月	1日	(月)	実施
第4回	令和6年	9月	2日	(月)	実施
第5回	令和6年	10月	28日	(月)	実施
第6回	令和6年	11月	25日	(月)	実施
第7回	令和6年	12月	9日	(月)	実施
第8回	令和7年	1月	20日	(月)	実施

5 当該事案の事実経過

(1) 対象児童生徒の訴え

ア 行為1 (Aが訴えているいじめ行為)

DがAの席に来て、Aに話しかけるが、Dはすぐに離れる。そして、Dは、B・Cに「逃げてきた」と言う。

イ 行為2 (Aが訴えているいじめ行為)

AがB・C・Dの席の近くに行くと、Bが「なんでいるの?」と言い、Cが「知らない」と答える。

ウ 行為3 (Aが訴えているいじめ行為)

Aが絵を描いている時、B・C・Dが近寄ってきて、B・C・Dが「真似した。うまくなーい」と言って、B・C・Dだけで話しながら、Aの席から離れてしまうことがあった。

エ 行為4 (Aが訴えているいじめ行為)

令和5年10月28日(土) []の時

Aは、ゲームブースなどの列に並ぶたびに、B・C・Dに割り込みされ、一番後ろに追いやられた。B・C・Dは、自分たちのゲームが終わると、Aを待たず、毎回、次のゲームブースに行ってしまった。

オ 行為5 (Aが訴えているいじめ行為)

令和5年10月28日(土) []の時

ハーバリウムボールペンづくりのとき、Aは、B・C・Dに邪魔され、ペンを選ばせてもらえなかった。

カ 行為6 (Aが訴えているいじめ行為)

令和5年10月28日(土) []の時

Dがボールペンに入れる液体が漏れるトラブルがあったとき、AがDを待っていたら、Bが「先に行っていいよ」とAに言った。また、Aが「待つ」と言うと、Bが「あっそう」と答えた。

キ 行為7 (Aが訴えているいじめ行為)

令和6年3月 LINE上に書かれた

[]に、「Dが[]と[]と一緒にになりたい人」と書いた。

ク 行為8 (Aが訴えているいじめ行為)

令和6年4月18日(水) []クラブでの出来事

班決めをする前、CとDは、自分たちが同じ班になれるように、二人でグーパーを出す順番を決めていた。

ケ 行為9 (Aが訴えているいじめ行為)

令和6年4月18日(水) []クラブでの出来事

Cは、Aと同じ班に決まった際、「Aは[]がうまいし、ま っ っ っ」と言った。

コ) 行為10 (Aが訴えているいじめ行為)

令和6年6月3日(月) 業間休み・6年組教室前での出来事

CとDのどちらかが、「自分から話しかけないなんて偉そうでむかつく」と小声で言った。

サ) 行為11 (Aが訴えているいじめ行為)

令和6年6月3日(月) 業間休み・6年廊下での出来事

Aがトイレ後6年の廊下を通った際、B・C・DがAを見ながら何か話していた。

そのとき、Aは「自分から話しかけてこないなんて偉そうでむかつく」という言葉を聞いた。

シ) 行為12 (Aが訴えているいじめ行為)

令和5年9月～令和6年6月 日々の関わりの中での出来事

この期間、ア～サのような行為を、AはB・C・Dから日常的に受けていた。

ス) 行為13 (これまでのAとの関係性について)

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの定義について、以下の4つがポイントとなる。

① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること

② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること

③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと

④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

この4つのポイントをすべて満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。

この法に基づき、行為1～行為13について検証を行った。

(2) いじめの検証

ア 5年生から6月までの出来事について（行為12及び13）

① 6年生6月以前までのAとB・C・Dのそれぞれの人間関係

② 6年生6月以前の期間にAに対しての嫌がらせがあったか。

①に関する証言

証言：「5年生の10月に担任に相談した。担任を交えた話し合いをして、一時的に良くなったが、また関係が悪くなった」また、「けったり、物を取ったりしていない。友達を思って強い口調になったことはあるが怒鳴ったりしていない」

証言：「5年の[]の時はまだそんなに仲良くなかったけれど、5年の3月くらいに『一緒にお絵描きしよ』と話して仲良くなった。」

「5年生のバレンタインデーにAが手作りチョコをくれたので、ホワイトデーにお返しを渡したらよろこんでくれた。[]のお土産を渡したときも喜んでくれた。あとから教頭先生にそれもいいやだったと言っていたことを聞かされて、喜んでくれていると思

っていたのにと悲しくなった。」

証言：「1年生の時に一番最初にできた友達。一緒にいて楽しかったけれど、暴力・物に対するいたづらがあって、今は友達か分からない。こわい。『縁を切ろう』と言われたから。2年生までは何もなく仲が良かった。3年の途中から束縛が激しくなってきた。他の友達と外へ遊びに行こうとすると『私はどうしたらいいの』と怒鳴ったりした。4年生は何もなかった。5年生が一番ひどく、けられたり物をとられたり、家の物をこわされてあやまってもらえない。5年生の頃の人間関係は一学期最終日に『今まで関係児童1名のことウザかったんだよね、だから2学期から縁を切ろうと思う』と言われた。こわくなった。5年の3月にAとの関係は『クラスを変えてほしい』と（関係児童の母親が）5年生の担任にお願いしていた。6年になってからはあまり関わっていない。怖い気持ちは変わらない。組は分かれたけど何かされるのかなという怖さはあった。」

証言：「3年生のとき関係児童1名と3人で仲良くしていた。放課後2人で遊びはしないけど、休み時間に2人で話したりしていた。4年生のとき関係児童1名以外の3人が同じクラスだった。最初は話していたが、後半は他の子と仲良くなってあまり関わらなくなった。5年生のとき4人で仲良かった。Aと2人で遊びに行くようなことはなかった。」

②に関する証言

証言：「避けられたり、急に態度を変えられたりすることがあった」と証言している。

証言：「ちょっとある」と証言している。3人有的时候きにAが近づいてくると、関係児童が「あっちに行こうよ」と言ったこともある。「やめようよ」と反対することを行ったら、自分も避けられるかとも思い言えなかった。

証言：「ない。逆にいじめられていた」と証言している。

証言：「ない。逆に仲良くしたいと思っていた」と証言している。

事実認定：①の4人の人間関係については、証言から1年生の時に最初にできた友達とあるようにAと関係児童は仲良く過ごしていた。2年生までは何もなく仲が良かった。3年生になるとAと関係児童の関係は「途中から束縛が激しくなってきた」と関係児童は証言している。これに対して、対象児童は、聞き取り調査の中で、束縛については否定している。さらに「わたしはどうしたらいいの」と怒鳴ったりする行為やけったり、物をとったりしたことについては、証言の中で否定しており、これらの行為については確認できなかった。さらに「縁を切ろう」と発言したのにも他の友達を思って強い口調となったと証言している。また、関係児童1名が3年生から転入してきた。Aと関係児童3人は、仲良くしていた。放課後にAと関係児童2人だけで遊んだりはしていないが、休み時間に2人で話したりしていた。

4年生の時はAと関係児童と関係児童1名が一緒のクラスとなる。このときは、3人が特に仲が良かったわけではない。

5年生になり、4人は同じクラスになった。そこでのAとそれぞれの関係性は、4人で仲良くいる場面もあった。関係児童は[]の時はまだそんなに仲良くなかったけれど、3月末に仲良くなろうとしていた。関係児童の母親は、担任に「Aとはクラスを変えてほしい」と5年生の担任にお願いしていた。関係児童は、4人であることが多く、Aと2人だけで遊ぶことはなかった。以上のような4人の関係が認定できた。

②のAに対しての嫌がらせについては、証言から確認できない。

理由：①については、Aと関係児童は1～2年生の時は同じクラスであり、関係児童の

証言通り、仲が良かったことは確認できる。3年生になって、関係児童が転校してきたことも事実であり、関係児童と関係児童が同じ幼稚園で仲が良かったことも確認できている。Aと関係児童との関係に関係児童が影響していることは十分考えられる。また、5年生の時に関係児童がAから離れたいと思っていたことについては、保護者から5年生の担任に6年生では別のクラスにしてほしいという相談を受けていることも確認できる。関係児童については、証言通り、5年生の時に仲良くなろうとしていたことが事実関係を整理していくと認定できる。その一方で、関係児童は急に態度を変えるような言動があった事も関係児童の証言から確認できる。

②の嫌がらせについては、関係児童証言1名が「ちょっとある」と証言しているものの、明確な回答ではなかった。また、他の2人は否定しており、行為の確認はできなかった。

事実評価：5年生のとき4人は同じクラスであり、それぞれの証言からAに対して、離れたいと思っている関係児童や、仲良くしようとする一方で、急に態度を変えるような関係児童もいた、Aと関係児童の証言の一致から評価できる。このようなことから、4人の関係性が不安定で、友好的な関係の維持が難しかったことが分かる。しかし、証言から仲間外れや無視された等の法に基づく心理的または物理的な影響を与える行為としては確認できなかったため、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できない。

イ Aとの席のやりとりについて5年生10月以降（行為1～3）

Aの席に来て、Aが傷つくような言動があったか。

証言：「なんでいるの」や「逃げてきた」等傷つくようなことを言われた。

証言：似たようなこともないと証言している。

証言：関係児童が「なんでいるの」と言ったのに対して、「知らない」と自分が答えた。と証言している。

証言：言っていないと証言している。

事実認定：4人が集まって話をしていた場面はあり、Aの存在に対する無関心または軽視が見られる。この発言はAにとって不快だった可能性がある。

理由：関係児童と関係児童が一緒にいるときにAが近づくと「なんでいるの？」という言葉を出したかという問いについて、証言が異なる。関係児童1名は「似たようなこともない」と言い、他の関係児童も覚えていないと述べている。

しかし、関係児童のもう1名はそのような発言があったことを認めており、さらに過去の出来事において、Aが近づいてくると関係児童が「あっちに行こうよ」と言う発言に対して、「やめようよ」と反対することが言えなかったことを証言している。この証言は自身に不利益な発言であり、虚偽を述べる動機がなく、Aの証言と一致している。他方で、認定した事実は関係児童の証言と食い違いがあるが、自己に不利益な発言であることから虚偽を述べる可能性があり、また無自覚な発言であったことから記憶に残らず、覚えていない可能性も高い。

事実評価：4人でAの席に集まっていた状況があり、Aの存在に対する無関心または、軽視がみられる。Aにとっては疎外感を感じるのが通常と考えられる行動であり、A自身もそれを苦痛と感じている。

そうすると、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できる。

ウ [] の出来事について（行為 4～6）

A を仲間はずれにする行為があったか

証言：3人で待っていたのに自分だけ「先に行ってな」と言われたり、材料選びの際に邪魔をされたりした。

証言：「並んでいるときは、ぐちゃぐちゃに並んでいた」「邪魔もしていない」と証言している。また、今やっているゲームがおわった人から「次なにやる？」と話していた。

「立ち位置によって順番が最後になることはあった。射的など人気のものに先に行ってるねと声をかけて並んでおいたことはあった」と証言している。

証言：「Aが一人でいたので、一緒に回ろうと声をかけた」「ハーバリウムの作成の時、わざとではないが、自分が道具を手元に置いていたため、Aから取りづらくなってしまったように見えたかもしれない」と証言している。

証言：「横並びで並んでいた」証言している。

事実認定：4人が部分的に一緒に行動していた。その中で、Aがおいて行かれる場面があった。Aの材料選びを邪魔される行為は確認できない。

理由：それぞれの証言から全て4人で行動していたわけではなく、部分的に4人で一緒にいる場面があった。また、並んでいるときは、次の遊びに夢中になり順番は意識していたとは言えない。そのため、Aを置き去りにする行為は確認できない。さらに、材料を選ばなかったときに邪魔をしたわけではないと証言している。関係児童3人の証言が一致している。しかし、4人でいた状況については共通している証言がある。そこでの受け取り方に差があった。

事実評価：4人で行動していた事は事実である。しかし、証言から法に基づく心理的または物理的な影響を与える行為としては確認できなかったため、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できない。

エ LINE 上の出来事について（行為 7）

LINE の [] において、A が仲間外れにされるような書き込みがあったか。

証言：クラスメイトから自分だけ、仲間外れにされるような書き込みがあったと聞かされた。

証言：「見たことが無い」と証言している。

証言：「[] ではなく、[] に関係児童と関係児童（イニシャルのみ）と一緒にのクラスになりたいと書いた」と証言している。

証言：「見たことが無い」と証言している。

事実認定：関係児童が [] に「関係児童と関係児童（イニシャルのみ）と一緒にのクラスになりたい」と書いた。

A・関係児童2名は、[] に入っていなかった。

理由：関係児童が自分の行為について認める旨の証言をしている。

事実評価：関係児童が [] に「関係児童と関係児童と一緒にのクラスになりたい」と書いた内容を間接的に知り、Aが疎外感を感じたのは事実である。しかし、A・関係児童2名はこの [] グループに入っておらず、法に基づく心理的または物理的な影響を与える行為とまでは言えない。

したがって、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できない。

オ [] クラブでの班決めについて（行為8及び9）

A・関係児童、他の児童の4人で二人組を決める際に関係児童でグーパーを出す順序を決めていたかどうか。

証言：関係児童が同じ組になるためにグーパーの順番を決めていた。また「関係児童の一人と一緒によかった。でも、 [] がうまいし、ま いっか」ともう一人の関係児童に言われた。

証言：関係児童からの提案でグーパーを出す順序を決めていた。

証言：打合せはしていない。場面を覚えていない。関係児童・Aの組、関係児童・他の児童の組に分かれた。

認定事実：関係児童が同じ組になるためにグーパーの順番を決めていた。

理由：そもそも、関係児童の証言から、関係児童がAに対して悪感情を持っていたことが推察される。また、関係児童にとっては自身がいじめになりうる行動をしたことを認めることになり、虚偽を述べる動機がある。場面を覚えていない等曖昧な発言もある。

他方で、関係児童にとっても自身に不利益な発言であり、こちらに対してはあえて虚偽を述べる動機がない。Aの証言と一致している。

事実評価：4人での組み分けの状況であるため、関係児童が一緒になりたいために当該行為に出たと言えるが、あえてAを除け者にするという意図があったとまでは評価できない。

もっとも、それ以前の両者の関係性を前提とすれば、Aにとっては疎外感を感じるのが通常と考えられる行動であり、A自身もそれを苦痛と感じている。

そうすると、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できる。

カ 行為10及び11について（教室前と廊下の出来事について）

教室前や廊下においてAを傷つけたり、疎外感を感じさせたりする言動はあったか。

証言：教室前で「自分から話しかけてこないなんで偉そうでむかつく」と言う言葉が聞こえたり、3人が自分のほうを見ながら話していたりした。

証言：「言っていない。廊下で3人で話している場面はあった」と証言している。

証言：「むかつくなどは言っていない」3人で話していたがAのほうは見っていないと証言している。

証言：「絶対に言っていない。3人で話している場面はあった」と証言している。

6月4日に行った学年主任による聞き取り記録より

学年主任が昨日Aに話しかけたかを関係児童3名に聞いた。

関係児童の回答：「直接話したのは、名前を呼んだだけ。その後、3人で話をした」内容は次のとおり。

①「私が原因じゃないかな？それが原因でしゃべりたくないとかじゃないといいな。」

②「どうやって会話始めたの？」と尋ね、『大丈夫だった？』って聞いたら、Aは、『いや大丈夫じゃないから休んだんだよ』と答えた」と話した。

関係児童の回答：3人で話した。

内容は次のとおり。

①「Aに声をかけていいかな。相手がさけてるっぽいのに、よくAと喋れるね。」と言われた。

②「どうして声をかけてくれないのかな？さけられている気がする。」と言った。その後、Aがトイレに行った。

学年主任が、②の時にAに話が聞こえた可能性があるかと聞くと、関係児童は「ある」と答えた。

関係児童の回答：Aとは話していない。2人を呼びに行って、3人で集まって話をした。内容は次のとおり。

①「Aに声をかけていいのか」と言ったら、「なんで声をかけてくれないのかな？Aからさけられてるかも」と言った。

②「Aからこっちに来ないから避けられてるのかも。休んでる理由が自分たちだったらうざいって思われる」と言った。

事実認定：教室前において、4人でいた場面はあった。その後、廊下で3人で話していた場面もあった。しかし、Aを一人にしたり、傷つけたり、疎外感を感じさせたりする言動は確認できなかった。

理由：Aを見ながら話をしていたかどうかについては、関係児童2名はそのようなことはなかったと証言しているが、もう1名は、Aに関連した会話をしたことを認めている。また、6月4日の学年主任の聞き取りより、3人で集まってAの話をしていたことは明らかとなっている。Aが別室での学習状況から復帰して教室に来るにあたって、この直前にA本人と保護者から「3人とは関わらないようにしてもらいたい」という要望もあり、担任より、「Aが久しぶりに登校するので、刺激を与えないようにね」と伝えられている。これにより、関係児童が必要以上の刺激を与えないようにしていることも証言から分かる。このことより、Aを1人にしようとする行為は認められない。また、Aの証言である「自分から話しかけないなんて偉そうでむかつく」と言ったかどうかについては、関係児童がいずれも認めておらず、その発言を認定することはできない。

事実評価：Aとの距離を置いて関係児童の三人が廊下で話しており、Aとの直接の接触が無い状況であった。また、証言から、Aに心理的負担を与える行為としては確認できなかったため、当該行為は「法の定めるいじめ」に該当すると判断できない。

(3) 調査結果

学校は、いじめによりAが相当の期間欠席を余儀なくされた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法(以下法)第28条第1項に基づき、重大事態として調査を行い、訴えのあった行為の一部についていじめと認定した。

(4) Aがいじめと訴える行為とAの不登校との関係

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、重大事態として調査をした結果、いじめがあったと認定し、認定したいじめを含めた人間関係が不登校の要因であると考ええる。また、転校に影響を及ぼしたと考える。

7 学校の対応

(1) 学校の対応について

令和6年	4月25日(木)	A、Aの両親との面談
令和6年	4月25日(木)	生徒指導部会(校長、教頭、教務、6年、5年担任、養護)
令和6年	5月1日(水)	Aの両親と面談、聞き取り(校長、教頭)
令和6年	6月4日(火)	6年学年主任よりB～Dへの聴き取り
令和6年	6月5日(水)	A～Dの話し合い
令和6年	6月6日(木)	A、A両親との面談
令和6年	7月23日(火)	A母との面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月23日(金)	B母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月26日(月)	D母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	8月28日(水)	C母と面談(いじめ重大事態の説明)
令和6年	11月20日(水)	Aに聞き取り調査
令和6年	12月16日(月)	教育委員会よりB～D母にいじめ重大事態の説明
令和7年	1月9日(木)	B～Dに聞き取り調査

(2) 5年生の時の学校の対応について

Aが5年生の10月に実施した学校生活アンケートにおいて、「あなたは いじめにあっていますか」の問いに対して、どちらにも○をつけていなかったため、5年生の時の担任がAに直接話を聞いたところ、「関係児童1名ともめていやな気持ちにはなっている。だけど、関係児童1名と関係児童1名とはもめてないからいじめかどうか自分ではわからない」と聞き取り、担任は、学年主任に報告し、学年主任は担任の様子を見ていくよう指示した。担任を交えた話し合いにより、担任としては、一時的には関係が回復したように見えたが、改善には至らなかった。

(3) 6月5日のA・B・C・Dの話し合いの内容について

研修室で校長、教頭が見守る形で、4人で話し合いをする。

Aの主訴

- ・今までも、いろいろな先生が解決しようとしてもかわらないので、関わりたくない。
- ・3人は、許せない。

Aの主訴に対する関係児童3人の返答

「Aに声をかけたいけど、うざいとかいわれたらどうしようと3人で話していた」

「Aをそのような気持ちにしまったんだからしかたがない」

「廊下では、Aの話をしていない。」

「ころころ態度を変えていたけど仲間外れにする気持ちではなかった。」

関係児童3人の返答に対するAの言葉

「私が嫌いなら関わらないでほしい。」

「3人の話の中で、食い違いがある。質問の答えになっていない。ふざけるな、ちゃんと答えてほしい」と言った。

教頭が話の内容をまとめた。「今後は、お互いに関わらない。関わらないといっても、無視をする形ではない。今後、3人で集まってこそこそして、相手を見るような行動や言動をしない。」と話をした。

(4) 学校の対応方針と対応に係る考察

学校は、A及びA保護者の訴えに対して、寄り添いながら聞くことに徹していた。また、保護者の「調査は望まない。大事にはしたくない」という意向もあり、初期において、大きな調査を行わなかった。しかし、その後もAの欠席は続き、改めて、重大事態の調査を行うことについて、A保護者に丁寧に説明をし、承諾を得た。続いて、関係児童B・C・Dの保護者に重大事態の説明を行ったが、関係児童保護者の心情への寄り添いが十分でなく、関係児童保護者からの理解を得るのに時間がかかった。教育委員会から説明することにより、ようやく理解を得ることができた。しかし、聞き取り調査の説明や仕方について理解を得るまでに時間を要した。ここに問題解決に時間がかかった要因がある。

さらにA保護者の要望があったにせよ、事実確認や話し合いに向けた共通理解を十分に行わないまま、6月5日に対象児童と関係児童を直接話し合わせる機会を設けたこと及びその際の学校側の対応が問題の悪化へとつながった。

また、対象児童と関係児童の関係は5年生以降にさかのぼり、問題が一度は解決したように見えたが、その問題が継続しており、さらに積み重なった結果が今回の件につながった。

8 当該事案の対処及び再発防止策について

本件を非常に重く受け止め、いじめを早期に発見し、解決できなかったことにより重大事態に至ったことに対し、学校として強く責任を感じている。

二度とこのようなことが起きないように、いじめの未然防止やいじめが起きてしまった場合の早期発見・早期対応について学校の体制づくりを再確認するとともに、具体的に次の項目について実施する。

1. 校内いじめ防止対策組織、生徒指導体制の構築

目標や役割、どのような場合にいつ、誰が、どのような活動をどのように行うのかの計画を策定し、年度当初の職員会議等を通じて、すべての教職員に周知する。

また、いじめの対応の検証から、本案件は、5年生から始まっていて、この時の対応は担任や学年の対応のみに終始し、組織的な検討と対応は不十分であった。そのため、定期的に生徒指導部会を開催し、情報共有と組織的対応への意識を高めていくようにする。聞き取りについても二人体制で聞き取りを行う等、組織的な対応を行う。まずは、学年内で情報共有をしっかりと行い、その後生徒指導主任及び管理職への報告という流れを教員一人一人が把握するとともに、いじめの情報を大小にかかわらず、報告と対応について情報を共有する。管理職は、いじめの対応について、事態の把握を行い組織的に対応するために教育委員会及びSC、SSW、スクールロイヤーとの情報共有及びコーディネートを行う。その上でリーダーシップを発揮し、体制を整えるようにする。

2. いじめに関する法文やガイドライン等についての理解を深める

本件は、管理職及び各教員らの「いじめ重大事態」に対する認識が十分でなかったことやいじめの認識をした後の対応が甘かったことが問題解決を長引かせた要因となった。

そこで、学校の「いじめ防止等のための基本的方針」など、いじめの未然防止・適切対処に関する重要な文書については、毎年度、全教職員参加のもとで点検・見直しを行い、教職員のいじめに関する認識の向上を図る。また、教育委員会の協力の下に「三郷市いじめ問題対応資料集」を用いた研修を行う等して、教員の知識と意識レベルを向上させる。そして、学校として、いじめに取り組む姿勢や考え方、実際の活動の様子等を保護者会や学校運営協議会等の場を通じて保護者や地域社会に向けて積極的に発信するなど、学校の対策についての理解を得るための手立てを講ずる。

3. 自分のよさや頑張りを認める機会をつくる

本件は、子供同士のかかわりや人間関係を構築する上で、適切な言葉かけなどの配慮が少なかったことも原因の一つと考えられる。そこで、まずは、自分に自信を持ち、仲間とかわることができるようにするための取組を行う。具体的には、定期的に[]を設定し、自分の頑張りを振り返ったり、保護者や担任から認めてもらったりすることで自信がつくようにすることで成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まるようにする。また、1か月に一度業前の時間に[]タイムを設定し、発達段階に応じて人間関係スキルについて学べるようにする。

上記の改善策や再発防止策を講じることに加えて、その実効性を自ら評価・検証することにより持続可能な取組を行う。さらに、児童の自己肯定感を学校全体で育むことを重点として、子どもたちの感性を豊かに育み、いじめの重大事態が再び発生することのないよう全校を挙げて取り組んでいく。

(以上)